

## 鳥取県指定野菜価格安定対策事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県指定野菜価格安定対策事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号。以下「法」という。)第2条に規定する指定野菜について、生産地域における生産及び消費地域に対する出荷の安定等を図り、その生産農家の経営を安定させ、もって当該野菜の産地育成を推進することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、指定野菜価格安定対策事業実施要領(平成15年9月29日付15生産第4157号農林水産事務次官依命通知)に基づいて、独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)が、この事業を実施する場合に、指定野菜価格安定対策事業の推進について(平成15年9月29日付15生産第4158号農林水産省生産局長通知)第1に規定する資金造成円滑化事業を行う財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会(以下「協会」という。)に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、県が承認した業務方法書に基づいて、協会が機構へ納付金を納付するのに要する経費の額とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、指定野菜価格安定対策事業計画の変更以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(提出書類の部数)

第8条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部及び副本1部とする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月6日から施行する。



様式第1号(第4条、第7条関係)

平成 年度鳥取県指定野菜価格安定対策事業計画書(又は実績書)

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業完了予定年月日(又は完了年月日)

4 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (又は 本年度決算額)	前年度予算額 (又は 本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金					

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (又は 本年度決算額)	前年度予算額 (又は 本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	

様

職 氏 名

印

年度鳥取県指定野菜価格安定対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日 第 号の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県指定野菜価格安定対策事業費補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金 円

(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び鳥取県指定野菜価格安定対策事業費補助金交付要綱(平成12年3月8日付農園第193号鳥取県農林水産部長通知。)の規定に従わなければならない。